

生徒心得

生徒は「学校教育の方針」に基づいて、本分である学業と自己の錬磨に努め、吉城高校生としての自覚と責任を持って行動し、規律ある生活を心がける。

1 学習

- (1) 常に予習復習をして授業に臨む。
- (2) 課題や提出物は、自らの力で取り組み、期限までに提出する。
- (3) 定期考査・課題考査の重要性を理解し、日頃の成果を十分に発揮できるよう努める。また不正行為は絶対しない。

2 生活

- (1) お互いに、あたたかく思いやりの心を持って接するように努め、礼儀正しく節度ある態度を心がける。
- (2) 学校の設備・器具は破損しないよう注意し、破損した場合は、HR担任に申し出て指示を受ける。
- (3) 金銭・物品の貸借は、厳に慎む。また不必要な金銭・貴重品は持参しない。
- (4) 物品を遺失または拾得した場合は、直ちに届け出る。
- (5) スマートフォン・携帯電話の使用について
 - ア 校舎内（体育館・武道場・弓道場・柏葉会館・部室を含む）での使用を禁止する。校舎内では電源を切り、カバンの中に入れる。学校敷地内（校舎外）においては、緊急連絡時の使用のみとする。
 - イ 歩きながらの使用、自転車を運転しながらの使用、SNS等への思慮のない投稿、悪質な投稿、不適切な情報発信、個人情報の漏えい等はしない。
- (6) 次の場合は、学校の許可を必要とする。
 - ア 掲示、冊子・ビラなどの配布
 - イ 金銭・物品の徴収
- (7) 次の行為をした場合、特別指導を行う。
 - ア いじめ、人権を侵害する行為
 - イ 暴力、脅迫、窃盗などの行為
 - ウ 飲酒・喫煙またはその所有
 - エ 道路交通法に違反する行為
 - オ 満18歳未満及び高校生が禁止されている遊技場等への立ち入り
 - カ 無届けアルバイト
 - キ 考査における不正行為
 - ク 校舎内でのスマートフォン・携帯電話の使用
 - ケ 自動車運転免許証及び原付自転車運転免許証を無許可で取得
 - コ その他法令で禁止されている行為

3 登校・下校

- (1) 始業・終業・下校時刻
 - ア 始業：午前8時30分
 - イ 終業：午後3時30分（7限授業日は、午後4時30分）
 - ウ 下校：午後6時30分まで

- (2) 授業時間における外出は、HR担任の許可を受ける。
- (3) 学校休業日における校舎、施設、設備の使用は、管理者の許可を得る。使用にあたっては担当者の指導を受ける。
- (4) 通学において、自転車を使用する場合や自動車で送迎してもらう場合は、以下の項目に従う。

ア 自転車使用者

- ① 学校に届け出をし、許可ステッカーを貼る。
- ② 自転車点検整備（業者による点検確認）を行い、雨ガッパを持っていることを許可条件とする。
- ③ 交通法規に従う。
 - 1 自転車は車道が原則。歩道は例外。
 - 2 車道は、左側を通行。
 - 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行。
 - 4 安全ルールを守る。
 - 二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
 - 携帯電話や音楽機器を使用しながらの走行厳禁
 - 傘さし走行厳禁（雨ガッパを着用する）
- ④ 自転車は、所定の場所に置き施錠する。

イ 自動車での送迎

- ① バス停（吉城高校口）までとし、交通法規に従い、バスの運行に迷惑をかけない場所で乗降する。
- ② 怪我などで学校まで送迎が必要な場合は、HR担任に申し出て許可を得る。

4 健康・安全・清掃美化

- (1) 規則正しい生活をし、心身を鍛え、学校生活に支障をきたさないようにする。
- (2) 学校の内外を問わず、危険防止に努める。緊急事態や非常事態が生じたり、不審者を見かけた場合は、冷静沈着に行動し、不測の事態をまねかないよう注意する。また、ただちに学校や警察に連絡する。
- (3) 生命の安全と健全育成のための県高校PTA連合会、県警察本部、県教育委員会の協力のもとに進めている四ない運動に従う。

四ない運動

- ・『二、四輪車の免許を取らない。』
- ・『二、四輪車を買わない。』
- ・『二、四輪車に乗らない。』
- ・『他人の二、四輪車に乗せてもらわない。』

- (4) 校舎内外の整理整頓に留意し、設備・備品などの公共物を大切に扱う。

5 服装及び頭髪

身だしなみを整え、品位と清楚さを保つよう努める。

(1) 服 装

ア 男子上衣

冬：黒詰襟標準型学生服

- ・ 左襟に校章バッジをつける。

- ・ 襟カラーをつける。
- ・ 校章入りボタン（大）を5個つける。
- ・ 校章入りボタン（小）を袖口に2個つける。

夏：白の標準型カッターシャツまたは白の開襟シャツ

- ・ 長袖または半袖。
- ・ 左胸に校章バッジをつける。

イ 女子上衣

冬：濃紺色標準型セーラー服

夏：白色標準型セーラー服（長袖、半袖）

- ・ 襟ぐり 10 cm以下に「胸あて」をつける。
- ・ 左胸に校章バッジをつける。
- ・ スカーフ 冬：白色三角形布 夏：紺色三角形布
- ・ 襟、カフスに一条の線（幅 1 cm）をつける。冬：白色 夏：紺色

ウ 男子下衣

黒標準型スラックス（自然なストレート型）

エ 女子下衣

濃紺車襷標準型スカート（丈は膝丈）または、

濃紺標準型スラックス（自然なストレート型）

オ ソックス

男子は白・紺・黒色とする。女子は紺・黒色とする。ただし、次の点を守る。

- ・ 柄物、装飾等のついた華美なもの認めない。
- ・ ニーハイソックス、レッグウォーマー類は認めない。

カ 防寒着

- ・ 色は、黒・紺・グレー・ベージュ・白等の華美でない色調とし、柄、装飾が目立つものは認めない。着用は冬服への更衣からとし、授業時の着用は認めない。
- ・ 女子には、防寒着として、カーディガンの着用を認める。なお、着用は襟とスカーフをカーディガンの上に出すこととする。
- ・ ストッキングの着用を認める。なお、冬期間は防寒用として、黒タイツの着用を冬服への更衣と同時に認める。

キ やむを得ず規定通りでない服装をする場合は、生徒指導部に届け出て許可を得る。

ク 男女どちらの制服でも選択することができる。

ケ 制服の代わりに指定のポロシャツを着用することができる。ただし、着用する際は別途生徒会で定める「ポロシャツ着用に関する取り決め」に従う。

(2) 頭 髪

ア 加工や特異な髪型をしない。

イ 男子は、前髪が目にかからない、横は耳が隠れない、後ろは肩にかからない程度の長さとする。

女子は、学習の妨げにならないようにすること。

(3) その他

ア 清楚な姿を心がけ、化粧をしたり不必要な装身具等を身につけたりしない。

イ 学習用具がしっかり入るカバンを持参する。

ウ 登下校時の履物は華美でないものを使用する。

エ 上履きは指定のサンダルとする。

6 アルバイト

アルバイトを希望する場合は、保護者等とよく相談のうえ、HR担任に届け出て学校の指導を受ける。

(1) 次に該当する項目を満たすものとする。

ア HR担任が、指導上問題がないと認めた場合

イ 部活動に加入している生徒の場合、部顧問が部活動に差し支えがなく、指導上問題がないと認めた場合

(2) 成績不振科目（30点未満の科目いわゆる欠点科目）が1科目でもある場合は、認めない。

(3) 次に該当する業種は認めない。

ア 宿泊を伴うもの

イ 生命の危険を伴うもの

ウ 旅館・民宿・酒類を扱う飲食店などでの接客業

エ 遊技場や風俗営業

オ 夜間の業務に就くもの（午後6時以降）

カ プールの監視員等、他の生命の安全に直接関わる業種

(4) 次に該当する期間中においてのみ認め、日数を次のように定める。

ア 夏季休業中：10日以内

イ 冬季休業中：7日以内

ウ 春季休業中：7日以内

エ 自由登校期間中（3年生のみ）：期間内

(5) 特別に許可する場合

ア 年間を通しての「新聞配達」と「牛乳配達」

イ 就学に当たり家計に支障をきたす場合

① 保護者等からの届け出により、関係者による協議を経て学校長が許可するものとする。

次の許可基準を原則とする。

I) 家計が困難な状況にあること。

II) 生活態度に問題がないこと。

III) 課題等の提出物も含めた学習態度に問題がなく、学習成績不振科目がないこと。

② 許可された場合、以下の点を守る。

I) 長期休業日以外の土・日において、トータル8時間以内とする。

II) 許可期間は最大半期とし、半期毎に届け出ること。

III) 考査期間中は、実施できない。

IV) 学校行事や部活動を優先する。

7 自動車運転免許証・原付自転車運転免許証取得及び自動車学校入校・通学

(1) 自動車運転免許証及び原付自転車運転免許証取得は、学校長の許可を得る。

(2) 自動車運転免許証取得及びそのための自動車学校への入校・通学は次のように定める。

ア 入校・通学開始日

① 3年の就職内定者

・ 学年末考査期間を除いて冬季休業開始日前日より入校・通学を認める。

② 3年の進学内定者

・ 学年末考査終了日より、入校・通学を認める。

イ 学業及び生活態度等思わしくない場合については入校・通学を認めない。

(3) 原付自転車運転免許証取得は、自動車運転免許証取得に準ずる。

8 生徒心得の改定

(1) 生徒はクラス代議員を通して生徒会に提案し、生徒会は、生徒の意見を集約し、生徒議会において3分の2以上の賛成での可決を経て、校長に対して生徒心得の改定を求めることができる。

(2) 校長は前項の規定に基づく求めを尊重し、職員会議、育友会役員会、学校運営協議会等での議論を踏まえ、改定について決定するものとする。

(3) 前項の決定にあたっては、議論の経過及び決定理由について、生徒及び保護者等に説明するものとする。

9 その他

生徒手帳、生徒証を必ず携行する。

付 則

平成 22 年 12 月 13 日 制定

平成 24 年 12 月 14 日 一部改定

平成 25 年 12 月 11 日 一部改定

平成 28 年 3 月 31 日 一部改定

平成 30 年 12 月 14 日 一部改定

令和元年 5 月 14 日 一部改定

令和元年 12 月 16 日 一部改定

令和 2 年 9 月 2 日 一部改定

令和 3 年 11 月 12 日 一部改定

令和 6 年 3 月 8 日 一部改定